

## 市民病院

苅谷進一議員(二十一世紀の会)



▲ 建て替えの検討がされている匝瑳市民病院

問 国保匝瑳市民病院新改革プラン、病院の経営形態・建て替え・病院の統合について伺う。

答 国保匝瑳市民病院新改革プランの各年度収支計画等については、現在の経営形態での推計となつてきている。今後、さまざまな経営形態について調査・研究し当院にとって最適と思われる経営形態について匝瑳市病院事業運営委員会の中で検討し

てまいりたい。

近隣自治体病院との統合・再編について東陽病院、国保多古中央病院とも統合についての検討は

実施している。匝瑳市民病院を含めた3病院について、病院の機能や規模が大きく違わず、また、それぞれ医師確保に苦慮

していないとのことであるため、境であることから、現在3病院間においてどのよな連携を進めて経営改善につなげることができると、事務レベルで検討を行っている。

市としても大変重要な事業であると認識している。現在、市では、そのほかにもごみ処理広域化推進事業などの大規模事業が計画されているところであり、これらの事業との兼ね合いや病院の経営状況などを総合的に分析し判断していくなければならないと考える。

## 教育

日色昭浩議員(日本共産党)

問 小中学校における教師の部活動指導勤務実態について伺う。

答 昨年度から教育委員会、市の校長会、教頭会が一体となり、教員の勤務時間の適正化に向けて取り組んでいる。具体的には、市内校長・園長会議では毎回学校別の退勤時刻を一覧にして提示し各校の実態を正確に把握

するとともに、校務の精選に努めている。また、教頭会議においても、多忙化の解消をテーマとして、各校の実態をもとに共通の取り組みを検討するなど、重点的に取り組んでいる。教育委員会としても、校務支援システムの導入や学習支援補助員の派遣などと合わせて、各校の勤務時間の適

正化に向けた取り組みを積極的に支援、助言に努めてまいりたい。

現在市内の小学校において部活動は、週4日を週2日の休養日の設定に取り組んでいる学校もあり、今後成果が期待され正化に向けた取り組みを積極的に支援、助言に努めてまいりたい。

外部人材の活用のほか、週2日の休養日の設定を取り組んでいる学校もあり、今後成果が期待され正化に向けた取り組みを積極的に支援、助言に努めてまいりたい。

現在市内の小学校において部活動は、週4日を週2日の休養日の設定を取り組んでいる学校もあり、今後成果が期待され正化に向けた取り組みを積極的に支援、助言に努めてまいりたい。

## 農業

増田正義議員(創真の会)

問 農地の利用集積の数量と農地中間管理機構の助成金について伺う。



▲ 利用集積が進む水田

問 都祭広一議員(創真の会)

匝瑳市の基幹産業である農業に、誰でも参入できるあらゆる方策を探り、半農半Xという地方ならではの新しいライフスタイルの支援体制を創出するべきではないか。また、政府が来年の通常国会で成立を目指す「地域社会維持発展法」(仮称)等、

国策でもある地方創生の制度に乗ることで、匝瑳市ならではのビジネスと雇用を確立し、定住促進に繋げることが必要と考へるが、市の方策を伺う。

答 半農半Xとは農業の担い手とは異なり、食べる分の食料は自給農業で賄う一方で、自分のやりたいことや生きがいとなる仕事などにも携わるライフスタイルで、20年ほど前から提唱され始めたこのコンセプトは、収入が減少したとしても精神的に満たされ、心豊かな暮らしをしたいと考える若者たちの共感を集め、食の安全や自給自足、環境や社会貢献への世論の高まりとともに改めて注目されている。

答 農地の利用集積の数量と農地中間管理機構の助成金について伺う。

農地の利用集積の数量について、平成28年度は水田34・3ヘクタール、畑4・3ヘクタール、合計38・6ヘクタールである。今年度は9月1日現在で水田が10・7ヘクタール、畑が1・4ヘクタール、畑計12・1ヘクタールとなつていている。

問 宮内康幸議員(新政会)

市の課題や施策への反映等、市民の意見や考え方を多く聞く機会に充実を図るために現状の取り組みについて伺う。

答 いろいろな座談会や各種会合に出席し、直接

市民の方々より多くの意見を拝聴している。

また、広報そうさに掲載している「市長への手紙」、市ホームページのメールによる意見、市庁舎などに設置している「まちづくりご意見箱」、10名以上の団体

が、匝瑳市PTA連絡協議会と意見交換を実施している。

さらに、匝瑳市を担う若い方たちの意見を伺う機会として、昨年度は匝瑳高校と敬愛大学八日市場高校の生徒と意見交換会を開催している。

また、年1回はあるが、匝瑳市PTA連絡協議会と意見交換を実施している。

今後とも市政運営にあたり市民の皆さんのが声を真摯に受けとめ、政策に反映させていかなければならぬと考えているので、あらゆる機会を活用しご意見を拝聴してまいりたい。

農地中間管理機構の協力金については、平成29年度に県の交付基準が改正され、農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行つた農業者に対し交付される経営転換協力金の交付単価が、貸し付け面積の合計が1ヘクタール未満の場合、減額す

ることとなつた。貸し付け面積の合計が10アール未満の農地所有者に交付されていた1戸当たり5万円が、1戸当たり3万円へ、貸し付け面積の合計が10アール以上か

ら1ヘクタール未満の農地所有者に交付されてい

た10アール当たり5万円掛ける貸し付け面積が、3万円掛ける貸し付け面積となる。